



## 第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 開催趣意書

会長：本間正人

(鳥取大学医学部器官制御外科学講座救急災害医学分野 教授)

副会長：上田敬博

(鳥取大学医学部附属病院 高度救命救急センター長・教授)

主催：一般社団法人 日本病院前救急診療医学会



第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
開催趣意書  
内容

ご挨拶	p 4
企画書	p 5-13
収支予算内訳	p 14
寄附応募要項	p 15
医療機器・医薬品・書籍展示開催要項	p16-17
プログラム抄録集広告掲載要項	p18
共催セミナー開催要項	p19-20
学術集会ホームページのバナー広告募集要項	p21
寄附申込書	p22
医療機器・医薬品・書籍展示申込書	p23
プログラム抄録集広告掲載申込書	p24
共催セミナー申込書	p25
学会ホームページのバナー申込書	p26

## 第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 ご挨拶

日本病院前救急診療医学会は、病院前救急診療医学の進歩発展を図り、医師や看護師等が救急現場に出動して高度医療を提供する体制を充実させることで、患者の救命率向上と予後改善に寄与することを目的としています。平成 18 年 12 月に研究会として発足し、平成 25 年 1 月に学会へ移行、さらに令和 5 年 12 月には一般社団法人として新たな体制を整備し、我が国における病院前医療の発展を牽引してきました。

近年の主な取り組みとして、ドクターカーの標準化と科学的検証が挙げられます。ドクターカーは、緊急度・重症度の高い患者に対し、医療機器や医薬品を搭載した車両に医師が同乗し、現場や搬送中に診療を行うシステムです。現場出動、施設間搬送、在宅医療支援など多様な場面で活用されています。また、医療機関に所属する医療チームが主体的に診療を行い、その内容が診療録に記載される体制や、ワークステーション方式やピックアップ方式も含めて整理・定義が進められています。

さらに、本学会はドクターカー運用に関わる多職種を対象とした講習会や協議会を開催し、概論から実践、安全管理に至るまでの共通理解の醸成に努めています。これらは厚生労働省の運行マニュアルに準拠し、同省の後援のもとで実施されています。

また、高齢化の進展を背景に、高齢者救急医療や在宅医療に関する提言活動にも取り組んでいます。関係団体と連携し、高齢者救急医療の現状と課題を整理するとともに、市民、医療・福祉従事者、消防機関、行政など多様な主体に向けた具体的対策を提示し、社会全体での課題解決を目指しています。

学術活動としては、年次総会・学術集会を開催し、全国から多数の医療従事者が参加して最新の知見を共有しています。病院前救急診療は、ドクターカーやドクターヘリによる現場医療、災害時の広域医療対応、在宅での急変対応などへと領域を拡大しており、これらを支える医療機器や通信技術の重要性も一層高まっています。今後も本学会は、多職種連携のもとに病院前医療の質向上を推進し、社会的課題の解決に貢献していきます。

この度、2026(令和 8)年 12 月 5 日(土) 6 日(日)、米子市文化ホールにおきまして、第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会を開催いたします。テーマは「災害・危機管理時の病院前救急医療と知識・技術の継承」について行いたく思います。本学会には、全国から 300 名以上の医療従事者（医師、看護師、救急救命士等）が参加し、病院前診療の最前線に関する熱心な議論が期待できます。

本学術集会は、こうした領域に関わる企業の皆様にとっても、医療現場のニーズを直接把握し、自社製品・技術の社会実装や今後の開発に活かす貴重な機会となります。また、専門職とのネットワーク形成や認知向上の場としても大きな価値を有しております。本会へのご協賛は、医療の質向上への貢献にとどまらず、貴社の先進性・社会的責任への取り組みを広く発信する機会となるものと考えております。現在、より実りある学術集会の開催に向け準備を進めております。つきましては、本学会の趣旨にご賛同いただき、格別のご支援とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2026 年 3 月吉日

第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
会長 本間正人  
(鳥取大学医学部器官制御外科学講座 救急災害医学分野)



第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
企画書

1. 学 会 名 第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会
2. 会 期 令和 8 年 12 月 5 日 (土) ～6 日(日)  
(5日(土)はドクターカー講習会、協議会、ビジネス会議)
3. 会 場 米子市文化ホール  
〒683-0043 鳥取県米子市末広町 293 (代表) 0859-35-4171
4. 主 催 第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 学会事務局  
会長 本間正人 副会長 上田敬博
5. 事 務 局 鳥取大学医学部器官制御外科学講座 救急・災害医学分野内  
〒683-8504 鳥取県米子市西町 36-1  
TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900  
E-mail: jdmat9999@gmail.com
6. 開催方法 現地開催  
※天災等やむを得ない事情により開催方法、会場、会期を変更する場合があります。
7. 開催規模  
予定参加者数 約 300 名 (医師、看護師、救急救命士、薬剤師、コメディカル等)  
予定発表演題数 約 80 題 (特別講演、シンポジウム、教育講演、一般演題等)
8. 計画の概要  
(1) 学会の構成 (予定)  
①会長講演②招待講演③教育講演④共催セミナー  
⑤各種シンポジウム ⑥一般演題・ポスター演題 ⑦ドクターカー講習会  
⑧ドクターカー協議会 ⑨医療機器展示  
  
(2) テーマ「災害・危機管理時の病院前救急医療と知識・技術の継承」

(3) 学会の日程 (予定)

日時	午前	正午	午後
12月5日(土)	ドクターカー講習会	ドクターカー講習会	ドクターカー講習会 各種委員会 ドクターカー協議会
12月6日(日)	会長講演、招待講演、シンポジウム、一般演題、医療機器展示	共催セミナー	招待講演、シンポジウム、一般演題、医療機器展示

9. 寄附金募集：

- ①募金の名称：第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会
- ②募金の目的：第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会の運営に対する助成のため
- ③募金目標額：2,500,000 円
- ④募金の期間：2026 年 3 月～2026 年 12 月 25 日 (金曜日)
- ⑤寄付金振込方法：  
山陰合同銀行 (0167) 米子西支店 (082) 普通 4557845  
第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 会長 本間正人  
(ダイニジュウイッカイ ニホンビョウインゼン キュウキュウシンリョウ イガクカイ ソウカイ・ガクジュツシュウカイカイチョウ ホンマ マサト)
- ⑥税法上の扱い：免税措置はありません

10. 寄附申込書送付先：

学会事務局： 〒683-8504 鳥取県米子市西町 36-1  
TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900  
E-mail: [jdm9999@gmail.com](mailto:jdm9999@gmail.com)

11. 第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会の人員構成：

会長 本間正人  
副会長 上田敬博  
事務局長 吉岡早戸

12. 本学会に関するお問い合わせ先：

〒683-8504 鳥取県米子市西町 36-1  
TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900  
E-mail: [jdm9999@gmail.com](mailto:jdm9999@gmail.com)

13. 日本製薬工業協会の透明性ガイドラインの遵守について

日本製薬工業協会が示す「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づき、「貴社と医療機関及び医療関係者との関係の透指性に関する指針」に従い学会等の会合開催にかかる費用を「学会名」「共催セミナー名」の通りに、ウェブサイト上に公開することに同意します。

14. 組織：日本病院前救急診療医学会総会役員（役職は 2025 年 6 月 27 日就任当時）

理事長	今 明秀	八戸市立市民病院
理事	大友 康裕	国立病院機構災害医療センター
	奥寺 敬	中部国際医療センター
	清田 和也	さいたま赤十字病院
	小濱 啓次	青山病院
	坂本 哲也	公立昭和病院
	橋本 雄太郎	四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構
	林 靖之	大阪府済生会千里病院 千里救命救急センター
	細川 秀一	公益社団法人日本医師会
	宮本 雄気	京都府立医科大学
	山崎 早苗	東海大学医学部附属八王子病院
	横堀 将司	日本医科大学附属病院 高度救命救急センター
	猪口 貞樹	海老名総合病院
	横田 裕行	医療法人社団晃山会 松江病院

15. 一般社団法人 日本病院前救急診療医学会 定款

第1章 総則

（名称）

第1条 本法人は、一般社団法人 日本病院前救急診療医学会 と称し、英文では、 Japanese Society for Prehospital Medicine と表記する。

（主たる事務所）

第2条 本法人は、主たる事務所を、東京都中野区 に置く。

（目的）

第3条 本法人は、病院前救急診療医学の進歩発展を図り、救急診療において医師及び看護師等が救急現場に出動することにより高度医療を行うシステムを充実させ、もって患者の救命と予後の改善に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）学術集会の開催
- （2）機関誌等学術刊行物の発行
- （3）病院前救急診療に関する調査、研究、教育
- （4）国内外における関係諸団体との交流、連携
- （5）その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

（公告方法）

第5条 本法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第2章 会員

（会員）

第6条 本法人は、以下の会員をもって構成する。

- （1）正会員 本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きにより入会した医師及び看護師、医療機関に所属する救急救命士の資格を有する個人。
- （2）賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を賛助するために、所定の入会手続きにより入会した個人又は団体。
- （3）名誉会員 会長経験者等、本法人に顕著な功績のあった会員で、理事会により推薦され、評議員会の承認を得た個人。
- （4）功勞会員 本法人の発展に功勞のあった会員で、理事会により推薦され、評議員会の承認を得た個人。

（入会）

第7条 正会員、賛助会員として、本法人に入会を希望する個人又は団体は、理事会が別に定める入会申込書により、入会の申請を行うものとする。

2 正会員の入会については、入会申込書の審査、受理をもって、本法人の会員となる。

3 賛助会員の入会については、理事会においてその可否を決定するものとし、理事会の承認をもって本法人の会員となる。

（年会費）

第8条 正会員、賛助会員は、定款第57条の定款施行細則（以下「細則」という。）に定める年会費を支払わなければならない。

2 前項に定める正会員の年会費については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第27条に規定する経費とする。

3 名誉会員、功勞会員、並びに本法人の顧問に就任している会員については、年会費の支払いを免除する。

（退会）

第9条 退会を希望する会員は、その旨を本法人に届け出ることにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1カ月以上前までに本法人に届出なければならない。

2 前項の規定により退会した場合であっても、未払いの会費がある場合は、納入しなければならない。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、総評議員の半数以上であって、かつ総評議員の議決権の3分の2以上の評議員会の特別決議（以下「特別決議」という）により当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）本定款に違反した場合

（2）本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をした場合

（3）その他、除名すべき正当な事由があった場合

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

（1）正当な理由なく、連続して2年以上年会費の納入を怠った場合

（2）総評議員の同意があった場合

（3）個人である会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合

（4）団体である会員が解散した場合

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が前3条の規定により会員資格を喪失した場合は、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第3章 評議員

（評議員）

第13条 本法人は、次条の規定に従い、正会員の中から評議員を選任する。

2 前項により選出された評議員をもって一般法人法上の社員とし、本定款及び細則においては、一般法人法上の社員を「評議員」と表記する。

（評議員の選任）

第14条 評議員は、細則に定める諸条件を具備した者であって、正会員の立候補、所定の審査申請をした正会員の中から、細則に定める評議員選出委員会での審査を経て、評議員会の決議により選任する。

2 その他、評議員の選任に関して必要な事項は、細則において定める。

（評議員の任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

（評議員ではない正会員による権利の行使等）

第16条 本法人の評議員ではない正会員についても、一般法人法に規定された次に掲げる評議員の権利を、評議員と同様に本法人に対して行使することができる。

（1）一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

（2）一般法人法第32条第2項の権利（評議員（社員）名簿の閲覧等）

（3）一般法人法第50条第6項の権利（評議員（社員）の代理権証明書等の閲覧等）

（4）一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

（5）一般法人法第57条第4項の権利（評議員（社員）総会の議事録の閲覧等）

（6）一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

（7）一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

（8）一般法人法第246条第3項の権利、第250条第3項及び256条第3項の権利

（合併契約等の閲覧等）

（評議員の資格の喪失）

第17条 評議員はいつでも任意に、評議員を辞任することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1カ月以上前までに本法人に届出なければならない。

2 前項の場合によるほか、本法人の評議員は、以下の事由により、その評議員たる資格を喪失する。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

（1）第9条乃至第11条の規定により、本法人の会員の資格を喪失した場合

(2) 総評議員の同意があった場合

#### 第4章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 前項の評議員会をもって、一般法人法上の社員総会とし、本定款及び細則においては、一般法人法上の社員総会を「評議員会」と表記する。

3 評議員会における議決権は、評議員1名につき、1個とする。

4 評議員会には、名誉会員、功労会員も出席することができるが、議決権は有しない。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 定款及び細則の変更

(2) 評議員の選任

(3) 名誉会員、功労会員の承認

(4) 会員の除名

(5) 理事及び監事の選任又は解任

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(7) 事業計画及び収支予算の承認

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(種類)

第20条 本法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。定時評議員会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に開催する。臨時評議員会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 総評議員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第21条 評議員会は、理事会決議に基づき、理事長が招集する。

2 前条第2項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内の日を会日とする臨時評議員会の招集通知を発しなければならない。

3 評議員会を開催するときは、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各評議員に対して通知を発しなければならない。なお、評議員の承諾がある場合は、書面に代えて電磁的方法による通知を発することができる。

4 評議員会は、その総会において議決権を行使することができる評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

第22条 評議員会は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員の出席(書面・電磁的方法による議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。)がなければ、議事を行い、議決することができない。

2 やむをえない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の評議員を代理人として議決を委任することができる。

3 前項の場合、その評議員は出席したものとみなす。

4 評議員会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席評議員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議長)

第23条 評議員会の議長は理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、当該評議員会において選任された他の理事がこれを行う。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事が署名又は記名押印しなければならない。

#### 第5章 役員等

(役員)

第25条 本法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事の中から理事長1名を選定する

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、理事長以外の理事をもって

一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 26 条 理事及び監事は、法令の規定に基づき、本法人の評議員の中から、評議員会の決議によって選任する。ただし、必要がある場合は、評議員以外の者から選任することができるものとする。

2 理事長は、理事会において選定する。

3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねる事が出来ない。

(理事の職務・権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、本法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総括する。

3 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長の代表権の行使に該当しない業務執行につき、理事会により予め定めた順序により、他の理事がその職務を代行する。

(監事の職務・権限)

第 28 条 監事は、次の職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 本法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 30 条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事の報酬等は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(学術集会会長)

第 32 条 本法人には、学術集会会長 1 名を置く。

2 学術集会会長は、理事会の推薦に基づき、評議員会の決議により選定する。

3 学術集会会長は、学術集会を主催する。

4 学術集会会長の任期は、前回学術集会終了日の翌日から自身の主催する学術集会の終了日までとする。

(顧問)

第 33 条 本法人には、理事会の諮問機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、評議員会の決議により選任し、理事長が委嘱する。

なお、顧問は本法人の会員以外の者から選任することを妨げない。

3 理事長は顧問を選任した場合には、会員総会にその旨の報告を行うものとする。

4 顧問は理事会に出席し、意見を述べるができるが、議決権は有しない。

5 顧問の任期等、その他必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第6章 理事会

(種類)

第34条 本法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催（ただし、4か月を超える間隔で開催）する。

3 前項の通常理事会において、理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内

の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第28条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第4項第3号により理事が招集する場合及び前条第4項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第4項第3号による場合は、理事が、前条第4項第4号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第4項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議方法)

第36条 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、第27条第3項の規定に従い、理事会により予め定めた順序により、他の理事がこれを行う。

2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。

3 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び出席した理事長並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 学術集会

(学術集会)

第40条 学術集会は、学術集会会長の主宰のもと、年1回開催する。ただし、学術集会会長は、災害等やむを得ない事由があるときは、学術集会の中止を決定することができる。

2 学術集会の公募演題の筆頭演者は、本法人の会員に限るものとする。

3 学術集会会長は、必要があると判断した場合には、他職種の本法人の学術集会への参加を認めることができる。

## 第8章 会員総会

(会員総会)

第41条 会員総会は、毎年1回、学術集会開催時に開催する。

2 会員総会は、第6条に定める会員によって構成する。

3 会員総会は、理事長が招集し、学術集会会長が議長となる。

4 理事長又は学術集会会長は、必要に応じて、次の事項を会員総会に報告するものとする。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他、理事会が必要と認めた事項

5 前各項の規定にかかわらず、前条第40条但書の規定により学術集会の開催が中止となった場合、その他やむを得ない事由がある場合には、理事会及び学術集会会長の決定により、本法人のホームページに前項の報告事項を掲載することで、会員総会の開催に代えることができる。

## 第9章 委員会

(委員会)

第 42 条 本法人には、理事会の決議により本法人の目的及び事業の遂行にあたり、必要に応じて委員会を設置、または解散することができる。

2 各委員会の委員長は、理事会の決議により選定し、理事長が委嘱する。

3 各委員会の委員は、委員長の指名により、理事長がこれを委嘱する。

4 委員会に関し、委員長、委員の資格、任期等その他必要な事項は、理事会において別に定める。

#### 第 10 章 事務局及び事務局長

(設置等)

第 43 条 本法人の事務を処理するため、理事会の決議により事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て、評議員の中から指名する。

4 事務局長は庶務を担当し、理事長を補佐する。なお、事務局長は理事会に出席し、説明を行い、あるいは意見を述べることができるが、議決権を有しない。

5 事務局長の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、3 期を超えることはできない。

6 その他、事務局の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 第 11 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 44 条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拋出者の権利に関する規定)

第 45 条 拋出された基金は、基金拋出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 46 条 基金の拋出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時評議員会における決議を経た後、理事会の決定したところに従って行う。

(代替基金の積立て)

第 47 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第 48 条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

#### 第 12 章 計算

(事業年度)

第 49 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に承認を諮るものとする。

2 予算が成立していない期間については、理事会の決議により、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を構成し、収入を得又は支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時評議員会に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)、(2)及び(4)の各書類については承認を求めなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(3) 事業報告書

(4) 附属明細書

(剰余金の処分制限)

第 52 条 本法人は、会員、評議員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

#### 第 13 章 定款変更、合併及び解散等

(定款変更)

第 53 条 本定款を変更するには、評議員会の特別決議によらなければならない。

(合併等)

第 54 条 本法人は、評議員会の特別決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 55 条 本法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号乃至第 7 号に規定する事由によるほか、評議員会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第 56 条 本法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、各評議員及び会員に分配しない。

2 前項の場合、本法人の残余財産は、国又は地方公共団体、本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする。

第 1 4 章 雑則

(定款施行細則)

第 57 条 本定款の施行及び本法人の運営に関して必要な事項は、評議員会の決議により定款施行細則として別に定める。

(定款等に定めのない事項)

第 58 条 本定款及び細則に定めのない事項については、すべて一般法人法及びその他法令によるものとする。

第 1 5 章 附則

(設立時評議員の氏名及び住所)

第 59 条 本法人の設立時評議員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(略)

(設立時理事、設立時理事長及び設立時監事)

第 60 条 本法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

(設立時理事) 今 明秀、大友康裕、奥寺 敬、坂本哲也、林 靖之、横堀將司、  
照沼秀也、細川秀一、橋本雄太郎、山崎早苗

(設立時理事長) 今 明秀

(設立時監事) 猪口貞樹、横田裕行

<b>収 支 予 算 書</b>		
【収入の部】		(単位:千円)
	予 算	摘 要
<b>■非収益事業</b>		
参加登録費	2,040	12000円×170人
参加登録費(メディカルスタッフ)	480	6000円×80人
米子コンベンションビューロー補助費	600	
学会補助費	500	
<b>■収益事業</b>		
企業出展費	1,700	170,000円×10口
プログラム抄録 広告協賛費	1,190	60,000円×7口、40,000×10口、170,000×1口、100,000×2
共催セミナー費	1,200	ランチョンセミナー×3
ホームページバナー広告	135	45000×3
寄付金協賛費	2,500	10,000円×250口
プログラム・抄録集販売	20	2,000円×10部
計	10,365	
【支出の部】		(単位:千円)
	予 算	摘 要
<b>■会議準備費</b>		
制作物関連費	1,040	ホームページ作成費等
プログラム抄録作成費	1,420	製本費、印刷費
ポスター、チラシ	290	制作、印刷
備品・消耗品	12	印鑑
通信運搬費	116	ポスター発送料
<b>■当日運営費</b>		
招聘講師旅費	840	3名×12万
招聘特別講師謝金	350	3名×5万
施設利用費	406	会館使用料、物品借用
学会開催費	4,040	看板制作費・機材備品費・会場設営費・映像人件費
学会補助員謝金	90	5,000円×18名
座長記念品	60	3,000円×20名
関連会議開催費用	200	ドクターカー協議会、パンフレット作成、ホームページ
共催セミナー・企業展示支援経費	558	ランチョン経費、展示ブース設営
生涯教育申請料	50	
消耗品購入	64	名札入れ、筆記用具等
<b>■事後処理費</b>		
通信・発送費	65	
決済手数料(@3.6%)	91	オンライン決済/領収書発行 ※決済手数料 3.6%が発生
消費税	675	収益事業に対する消費税納付
源泉徴収	121	特別講師謝金に対する源泉徴収納付
計	10,366	
収入-支出	-1	

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
寄付協賛  
募集 要項

1. 日 時 令和 8 年 12 月 5 日 (土) ～ 6 日(日)  
(5 日(土)はドクターカー講習会、協議会、ビジネス会議)
2. 会 場 米子市文化ホール 〒683-0043 鳥取県米子市末広町 293
3. 寄付金目標額 2,500,000 円 (1 口 10,000 円×250 口)
4. 寄付金の用途 第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会の運営に対する助成のため
5. 申 込 方 法
  - ・ 別紙、「**寄付金協賛申込書**」に必要事項を記入し郵送、FAX またはメールにてお申し込みください。
  - ・ お申込後、1 週間しても受領メール返信が無い場合は事務局までご連絡ください
  - ・ 税法上の扱い：免税措置はありません
6. 申 込 締 切 令和 8 年 12 月 25 日(金)
7. お 振 込 期 限 令和 8 年 12 月 25 日(金)
8. 振 込 先 山陰合同銀行 (0167) 米子西支店 (082) 普通 4557845  
第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
会長 本間正人 (ダイニジュウイッカイ ニホンビョウインゼン キュウキュウシン  
リョウ イガクカイ ソウカイ・ガクジュツシュウカイカイチョウ ホンマ マサ  
ト)
9. 照 会 先 学会事務局：  
〒683-8504 鳥取県米子市西町 36-1  
鳥取大学医学部器官制御外科学講座 救急災害医学分野内  
事務局長 吉岡早戸 (秘書 田中・福島)  
TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900  
E-mail: jdmat9999@gmail.com

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
医療機器・医薬品・書籍展示協賛  
募集 要項

1. 日時 令和 8 年 12 月 6 日 (日)
  2. 会場 米子市文化ホール  
〒683-0043 鳥取県米子市末広町 293
  3. 出展料 1 小間 170,000 円 (募集数 10 小間)
  4. 基礎小間仕様 主催側で基礎小間の設営を致します。
    - ・ サイズは、W 1,8m × D 1.0 m × H 1,8 m です。
    - ・ 基礎小間に含まれるものは下記のとおりです。
      - ① バックパネル (グレーまたは薄緑のパンティオン<sup>®</sup> 裃)
      - ② 展示台 1 台(W1,8m×D1.0m×H0.7m)
  5. オプション
    - ・ 社名板(スミ 1 色、ゴシック体)
    - ・ 電気使用は、オプション手配が必要となります。
    - ・ 蛍光灯・スポットライト、カタログスタンド、椅子、カーペット等の備品手配が必要な際は、オプション申込書 (後日送付) にてご相談ください。
  6. 申込方法
    - ・ 別紙、「企業展示 出展申込書」に必要事項を記入し郵送、FAX またはメールにてお申込下さい。
    - ・ お申込後、1 週間しても受領メール返信が無い場合は事務局までご連絡ください
  7. 申込締切 令和 8 年 10 月 15 日(木)
  8. お振込期限 令和 8 年 10 月 31 日(土)
- \*出展料のみをお支払いください。その他の追加備品・電気料等は、集会終了後に請求致します。
- \*振込期限を過ぎてもご入金がない場合は、申込を取消す場合がありますのでご注意ください。
9. 出展料振込先  
山陰合同銀行 (0167) 米子西支店 (082) 普通 4557845  
第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
会長 本間正人  
(ダイニジュウイッカイ ニホンビョウインゼン キュウキュウシンリョウ イガクカイ ソウカイ・ガクジュツシュウカイカイチョウ ホンマ マサト)

搬入出日時 (出展者)

搬入: 12 月 5 日 (土) 9:00-13:00 (予定)

搬出: 12 月 6 日 (日) 16:00-18:00 (予定)

小間割り: 出展者の小間位置につきましては、主催者に一任ください。

照会先

学会事務局: 〒683-8504 鳥取県米子市西町 36-1

鳥取大学医学部器官制御外科学講座 救急災害医学分野内  
事務局長 吉岡早戸（秘書 田中・福島）  
TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900  
E-mail: [jdmat9999@gmail.com](mailto:jdmat9999@gmail.com)

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
プログラム抄録集 広告協賛  
募集要項

1. 日時 令和 8 年 12 月 5 日(土)～6 日(日)  
(5 日(土)はドクターカー講習会、協議会、ビジネス会議)
2. 会場 米子市文化ホール  
〒683-0043 鳥取県米子市末広町 293
3. 抄録集配布対象 参加者及び関係者  
部数 / 版型 500 部 / A4 版 (予定)
4. 媒体制作費 1,420,000 円 (予定)
5. 広告協賛料総額 1,190,000 円 (税込)
6. 広告協賛料
  - ・ A4 1 ページ 60,000 円 (税込) 募集数 7 口
  - ・ A4 1/2 ページ 40,000 円 (税込) 募集数 10 口
  - ・ 裏表紙 (表 4) A4 1 ページ 170,000 円 (税込) 募集数 1 口 (色刷可)
  - ・ 表紙裏 (表 2) A4 1 ページ 100,000 円 (税込) 募集数 1 口
  - ・ 裏表紙裏 (表 3) A4 1 ページ 100,000 円 (税込) 募集数 1 口
7. 申込方法
  - ・ 別紙、「プログラム・抄録集 広告掲載申込書」に必要事項を記入し郵送、FAX またはメールにてお申込下さい。
  - ・ お申込後、1 週間しても受領メール返信が無い場合は事務局までご連絡ください
8. 申込締切 令和 8 年 10 月 15 日(木)
9. お振込期限 令和 8 年 10 月 31 日(土)
10. 広告協賛料振込先  
山陰合同銀行 (0167) 米子西支店 (082) 普通 4557845  
第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
会長 本間正人 (ダイニジュウイッカイ ニホンビョウインゼン キュウキュウシンリョウイガクカイ ソウカイ・ガクジュツシュウカイカイチョウ ホンマ マサト)
11. 版下提出  
\*版下を事務局に提出 (持参あるいはメール) をお願いします。  
版下提出期限 10 月 15 日 (木)
12. 照会先  
学会事務局: 〒683-8504 鳥取県米子市西町 36-1  
鳥取大学医学部器官制御外科学講座 救急災害医学分野内  
事務局長 吉岡早戸 (秘書 田中・福島)  
TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900  
E-mail: [jdmat9999@gmail.com](mailto:jdmat9999@gmail.com)

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
共催セミナー協賛  
募集要項

1. 日時 令和 8 年 12 月 6 日 (日)
2. 会場 米子市文化ホール  
〒683-0043 鳥取県米子市末広町 293
3. 共催セミナー料金
  - ・ ランチョンセミナー (60 分) または共催シンポジウム (60 分) 募集数 3 口
  - ・ 第一会場：メインホール (最大 300 席) 500,000 円 (税込)
  - ・ 第二会場：イベントホール (最大 150 席) 400,000 円 (税込)
  - ・ 第三会場：研修室 1.2 (最大 80 席) 300,000 円 (税込)

共催セミナー料金には以下の項目が含まれております。

- ・ 講演会場費
- ・ 控室使用費
- ・ 附帯設備費 (机、ステージ等)
- ・ 機材費 (本会で使用している設置済み機材)

上記以外の経費は別途ご負担をお願いいたします。

- ・ 講師及び座長の旅費・謝金
- ・ 看板装飾費
- ・ ポスター、チラシ印刷費
- ・ その他追加機材・スタッフ (控室用機材、同時通訳、録画、録音、運営スタッフ、進行スタッフ、アナウンススタッフなど)
- ・ 音響、照明関係費

4. 開催時間

ランチョンセミナーとして 12 月 6 日 (日) 12:30~13:30 (予定)

共催シンポジウムとして 11:00~12:00 または 13:30~14:30 (予定)

5. 講演内容、講師

- ・ 講演内容、講師はご相談に応じます

6. 申込方法

- ・ 別紙、「共催セミナー申込書」に必要事項を記入し郵送、FAX またはメールにてお申込下さい。
- ・ お申込後、1 週間しても受領メール返信が無い場合は事務局までご連絡ください。

7. 申込締切 令和 8 年 10 月 15 日(木)

8. お振込期限 令和 8 年 10 月 31 日(土)

9. 振込先

山陰合同銀行 (0167) 米子西支店 (082) 普通 4557845

第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会

会長 本間正人 (ダイニジュウイッカイ ニホンビョウインゼン キュウキュウシンリョウ  
イガクカイ ソウカイ・ガクジュツシュウカイカイチョウ ホンマ マサト)

10. 照会先

学会事務局：〒683-8504 鳥取県米子市西町 36-1

鳥取大学医学部器官制御外科学講座 救急災害医学分野内

事務局長 吉岡早戸 (秘書 田中・福島)

TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
学術集会ホームページのバナー広告 協賛  
募集要項

1. 広告掲載媒体：第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会ホームページ
2. 掲載期間：学会ホームページ立ち上り後お申込頂いた後原稿送付から 2026 年 3 月末まで（予定）
3. 掲載場所：第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会ホームページ内  
※会長に一任下さいますようお願い申し上げます。
4. 募集数：3 社
5. 広告仕様：バナー広告データは貴社でご準備下さい。以下の仕様を満たすようにご留意下さい。
  - ・データ形式 GIF 形式もしくは JPEG 形式
  - ・サイズ 200 pixel x 70 pixel（多少変わる場合もございます）
  - ・画像解像度 72 pixel / inch
6. 掲載料：45,000 円（税込・1 スペースあたり）
7. 申込方法
  - ・別紙、「バナー広申込書」に必要事項を記入し郵送、FAX またはメールにてお申込下さい。
  - ・お申込後、1 週間しても受領メール返信が無い場合は事務局までご連絡ください。
8. 申込締切 令和 8 年 10 月 15 日(木)
9. お振込期限 令和 8 年 10 月 31 日(土)
10. 振込先  
山陰合同銀行 (0167) 米子西支店 (082) 普通 4557845  
第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会  
会長 本間正人 (ダイニジュウイッカイ ニホンビョウインゼン キュウキュウシンリョウイガクカイ ソウカイ・ガクジュツシュウカイカイチョウ ホンマ マサト)
11. 照会先  
学会事務局：〒683-8504 鳥取県米子市西町 36-1  
鳥取大学医学部器官制御外科学講座 救急災害医学分野内  
事務局長 吉岡早戸 (秘書 田中・福島)  
TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900

# FAX送信先 0859-38-6900

(E-mail: jdmat9999@gmail.com)

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 事務局行き

お申込日 令和 年 月 日

## 寄付金協賛申込書

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会、事業に賛同し、その運営資金として下記の金額を寄付します。

<b>10,000円×</b>	<b>口</b>	<b>円</b>
-----------------	----------	----------

上記金額を、 年 月 日頃、下記振込先に振込いたします。

会社名 ※ 団体名	フリガナ
住所 ※	(〒 - )
ご担当者	ご氏名
	所属部署 (役職)
	TEL FAX
	E-mail
領収書	上記※の内容と異なる宛先へ送付を希望する場合は記入して下さい。 団体名： 宛 先：〒

◇ お振込期限は、令和8年12月25日(金)です。

◇ 振込先：山陰合同銀行 (0167) 米子西支店 (082) 普通 4557845

第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 会長 本間正人

(ダイニジュウイツカイ ニホンビョウインゼン キュウキュウシンリョウ イガクカイ ソウカイ・ガク  
ジュツシュウカイカイチョウ ホンマ マサト)

【お問い合わせ・お申し込み先】

事務局：〒683-8504 鳥取県米子市西町36-1  
鳥取大学医学部器官制御外科学講座 救急災害医学分野内

事務局長 吉岡早戸 (秘書 田中・福島)

TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900

E-mail: jdmat9999@gmail.com

# F A X送信先 0859-38-6900

(E-mail: jdmat9999@gmail.com)

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 事務局行き

お申込日 令和 年 月 日

## 企業展示 出展申込書

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 医薬品・医療機器展示に出展を申し込みます。

会社名 ※	フリガナ
住所 ※	(〒 - )
ご担当者	所属部署 (役職) <span style="float:right">ご氏名</span>
	TEL <span style="float:right">FAX</span>
	E-mail
希望小間数	170,000円 × [ ]小間 = [ ]円
展示机	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
(電力容量)	単相 100V・使用電気容量 [ ]KW (注:オプション手配となります)
主な展示品	品目 <span style="float:right">サイズ</span> <span style="float:right">重量 (Kg)</span>
	_____
希望事項	社名版、特別装飾等があればお知らせください (オプション手配となります)
領収書	上記※の内容と異なる宛先へ送付を希望する場合は記入して下さい。 団体名： 宛 先：〒

◇ お振込期限は、令和8年10月31日(土)です。

◇ 振込先：山陰合同銀行 (0167) 米子西支店 (082) 普通 4557845

第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 会長 本間正人

(ダイニジュウイッカイ ニホンビョウインゼン キュウキュウシンリョウ イガクカイ ソウカイ・ガク  
ジュツシュウカイカイチョウ ホンマ マサト)

【お問い合わせ・お申し込み先】

事務局：〒683-8504 鳥取県米子市西町36-1  
鳥取大学医学部器官制御外科学講座 救急災害医学分野内  
事務局長 吉岡早戸 (秘書 田中・福島)  
TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900  
E-mail: jdmat9999@gmail.com

# FAX送信先 0859-38-6900

(E-mail: jdmat9999@gmail.com)

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 事務局行き

お申込日 令和 年 月 日

## プログラム・抄録集 広告掲載申込書

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 プログラム・抄録集の広告掲載を申し込みます。

希望規格 どちらかに☑を入れて下さい。	<input type="checkbox"/> A4 1ページ 60,000円 (税込) <input type="checkbox"/> A4 1/2ページ 40,000円 (税込) <input type="checkbox"/> 裏表紙 (表4) A4 1ページ 170,000円 (税込) (色刷可) <input type="checkbox"/> 表紙裏 (表2) A4 1ページ 100,000円 (税込) <input type="checkbox"/> 裏表紙裏 (表3) A4 1ページ 100,000円 (税込)
会社名 ※ 団体名	フリガナ
住所 ※	(〒 - )
ご担当者	ご氏名
	所属部署 (役職)
	TEL FAX
	E-mail
請求書	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
領収書	上記※の内容と異なる宛先へ送付を希望する場合は記入して下さい。 団体名： 宛 先：〒

◇ お振込期限は、令和8年10月31日(土)です。

◇ 振込先：山陰合同銀行 (0167) 米子西支店 (082) 普通 4557845

第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 会長 本間正人

(ダイニジュウイッカイ ニホンビョウウインゼン キュウキュウシンリョウ イガクカイ ソウカイ・ガク  
ジュツシュウカイカイチョウ ホンマ マサト)

【お問い合わせ・お申し込み先】

事務局：〒683-8504 鳥取県米子市西町36-1  
鳥取大学医学部器官制御外科学講座 救急災害医学分野内  
事務局長 吉岡早戸 (秘書 田中・福島)

TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900

E-mail: jdmat9999@gmail.com



# FAX送信先 0859-38-6900

(E-mail: jdmat9999@gmail.com)

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 事務局行き

お申込日 令和 年 月 日

## 学会ホームページへのバナー広告 申込書

第 21 回日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 の 共催セミナー を申し込みます。

	<input type="checkbox"/> 学会ホームページへのバナー広告を申し込みます
会社名 ※ 団体名	
住所 ※	(〒 - )
ご担当者	ご氏名
	所属部署 (役職)
	TEL FAX
	E-mail
請求書	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
領収書	上記※の内容と異なる宛先へ送付を希望する場合は記入して下さい。 団体名： 宛 先：〒

◇ お振込期限は、令和8年10月31日(土)です。

◇ 振込先：山陰合同銀行 (0167) 米子西支店 (082) 普通 4557845

第 21 回 日本病院前救急診療医学会総会・学術集会 会長 本間正人 (ホンマ マサト)

(ダイニジュウイッカイ ニホンビョウインゼン キュウキュウシンリョウ イガクカイ ソウカイ・ガクジュツ シュウカイカイチョウ ホンマ マサト)

【お問い合わせ・お申し込み先】

事務局：〒683-8504 鳥取県米子市西町36-1  
鳥取大学医学部器官制御外科学講座 救急災害医学分野内  
事務局長 吉岡早戸 (秘書 田中・福島)  
TEL 0859-38-6727 FAX 0859-38-6900  
E-mail: jdmat9999@gmail.com